

〈論 文〉

東アジアの地域環境ガバナンス

——到達点と課題——

森 晶 寿*

I 東アジアにおける地域環境政策

環境地域主義（environmental regionalism）は，グローバル化よりも越境環境問題に効果的かつ民主的に対処可能と指摘されてきた（Campbell 2005）。参加国が少数に限定されるため，利害関係者の参加と議論を促進して民主的な意思決定が可能であるためである。加えて，世界貿易機構（WTO）体制下では貿易に起因する環境問題に十分に対処できないとの懸念から，グローバルレベルよりも地域レベルの方が，地域貿易協定などを通じて越境環境問題に対処する基盤を提供できるとの見方が広がった。

実際に欧州では，越境汚染防止を目的に長距離越境大気汚染条約を締結し，汚染発生国に期限付きで排出削減を義務づけ，段階的に強化してきた。そして欧州連合（EU）は，市場統合を深化させる過程で，加盟国の環境基準を引き上げつつ調和させてきた。さらに EU として持続可能な発展戦略や気候変動政策を策定して中長期の排出削減目標を設定し，加盟国にその達成を義務づけると共に，排出枠取引等の全ての加盟国に適用される環境政策手段も導入した。

また地域間貿易環境協定においても，EU とアフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国とのパートナーシップ協定（コトヌ協定）では，貿易協定の環境影響を評価した上で地域環境協力条項が設定され（OECD 2007），北米貿易自由化協定（NAFTA）でも，越境汚染問題や環境基準の相違を利用した汚染逃避を防止する目的から，環境条項が設定された。

東アジアでも，1990 年代以降，酸性雨や煙害（haze），国際河川でのダム開発に伴う越境環境問題に対応するために，二国間環境援助や協力に加えて，多国間の環境保全イニシアティブや枠組みが構築されてきた。しかし，こうした多国間イニシアティブや枠組みの多くは，法的拘束力を持つ条約やレジームへと発展させることができず，問題解決にあまり効果を持ちえなかった。

そこで，越境環境問題に直接対応するのではなく，気候変動や生物多様性等の保全に向けたグローバルなガバナンスが構築され，規範がグローバルに浸透し始めている問題とリンクさせることで，問題解決を図る動きが見られた。

さらにアジアでは，中国が増大した経済力を背景に，自らの影響力を拡大し，日本や米国の影響力を低下させるように地域の枠組みの再構築に乗り出した。さらにエネルギー政策や気候変動政策を改定・導入して温室効果ガス排出のピークアウトに向けた取り組みを進めている。

こうした 2000 年代以降の新たな動きは，アジア地域の越境環境問題，とりわけ北東アジアの越境酸性雨問題と東南アジアの越境煙害問題の解決にどのような影響を及ぼしてきたのか。本稿は，

* 京都大学大学院地球環境学堂准教授

Mori (2013) を踏まえつつ、この点を説明することを目的とする。

本稿は以下のように構成される。第2節で、東アジアで地域レベルでの多国間環境条約やレジームの構築を阻害した要因を明らかにする。その上で、第3節でグローバルな気候ガバナンスがこの阻害要因をどの程度緩和することができたかを、第4節で中国が主導するアジアの地域枠組みの再構築及びエネルギー・気候変動政策が越境環境問題及び気候変動問題にどのような影響を及ぼしてきたかを、それぞれ検討する。そして第5節で、中国が主導する地域枠組みの再構築及びエネルギー・気候変動政策がもたらす悪影響の緩和策としてのアジア炭素排出枠取引市場の可能性を検討する。第6節で結論を述べる。

II 地域環境イニシアティブ・枠組み

1 東アジアの国々の取り組みの到達点

1990年代に地域環境保全の枠組み構築を主導したのは、主として日本・韓国・ASEANであった。これは、中国が起源と推定される酸性雨や海洋汚染の悪影響が日本や韓国で、インドネシアが起源とされる煙害の影響がマレーシアやシンガポールで深刻な問題と認識されたためである。

ところが、各国・地域は、目的や機能が重複するイニシアティブや枠組みをそれぞれ独自に推進することも少なくなかった。日本は越境酸性雨問題に高い関心を持ち、問題解決のために多国間協力を通じて東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) を立ち上げ、二国間環境援助を通じて発生源対策を資金的・技術的に支援した。韓国は、日中ロシアといった北東アジアの大国の調停者として地域環境保全の枠組みを構築することを指向し、国連環境計画 (UNEP) を招聘して、日中ロシアに自らが主導して作成した海洋汚染防止計画の採用を働きかけた。そして中国は、日本や韓国が主導する枠組みには受動的かつ情報交換や科学的研究目的に限定して参加する一方で、黄砂対策に関しては、2002年のアジア開発銀行・地球環境基金の共同黄砂対策プロジェクトの開始を契機に、2006年に砂漠化対処条約に基づいた北東アジア黄砂対策連合の設立をモンゴルとともに主導した。

他方 ASEAN は、1995年に越境汚染協力計画を、1997年に地域煙害行動計画を採択し、森林伐採のために火入れを行う農園・農家に対して既存の法律を厳格に執行することを求めた。そして2002年には越境煙害汚染防止協定を締結して既存の法律の厳格な執行と新たな法律の制定を加盟国に義務づけ、2005年には防災と緊急時対応に関する合意に調印した。

このため、各国は、自らが主導したもの以外のイニシアティブや枠組みにはあまり積極的にコミットしなかった。日本は韓国や中国が主導する計画の実施に資金を拠出せず、韓国は日本が主導した酸性雨対策のイニシアティブに対する協力を拒否し、中国は EANET による発生源調査や調査データの共有を拒否し、インドネシアは2015年まで越境酸性雨汚染協定を批准しなかった。このため、韓国が主導した海洋汚染防止計画は海洋油流出緊急時計画に、ASEAN が主導した越境煙害汚染防止協定の具体的な実施は、各国の自主的な森林火災管理行動計画、及び消火活動と防災に関するシンガポールとジャンビ州、マレーシアとリアウ州との国際協力にとどまる等、対象範囲は問題発生後の対応策に限定され、かつ違反時の罰則も規定しない法的拘束力の低いものとなった。

しかも日本を除くと支援規模も技術能力も小さかった (Brettell 2007)。このため、各国に問題解決に向けた取り組みを促すことも困難であった。日本も、EANET が酸性雨の発生源やその酸性

雨への寄与度に関する科学的知見を関係国が合意可能な形で提供することができなかったために、「環境 ODA の 5 年間で 1 兆円の供与」の国際公約を果たすために、科学的な知見の裏付けのないまま中国政府の提案に従って事業を選定し、環境円借款を供与せざるを得なくなった。結果、中国政府が 5 ヶ年計画の中で設定した二酸化硫黄排出削減目標を、越境酸性雨被害の減少を考慮に入れたものにすることはできなかった。このため、日本は排出削減を法的に義務づける条約やその履行を確保するレジームへと発展させることを断念した。

2 地域環境レジーム構築の障害

なぜ東アジアでは、当面の問題の危機管理を越えて地域環境保全に実効性を持つレジームを構築できなかったのか。

伝統的な国際政治学では、覇権国の興隆、経済的利益、道徳的規範・言説の 3 つを制度変化の抜本的要因と見なしてきた。Chung (1999) は、この 3 つを用いて韓国の主導する枠組みが効果を持たなかった要因を分析し、覇権国としての力の欠如、中国の協力を引き出すのに十分な資金の確保の困難、科学者・環境主義者の政策形成への影響力の小ささにあったことを指摘した。しかしこの分析は、東アジアが置かれているより根底的な要因を踏まえていない点で、限界がある。

東アジアの文脈で覇権国の興隆、経済的利益、道徳的規範・言説の観点から地域協力を分析するには、下記 4 点を踏まえることが不可欠である。第 1 に、東アジアは第 2 次世界大戦後の冷戦下で、米国を基軸とする反共産主義の二国間安全保障体制（スプークアンドハブ）の下に置かれた。そして米国は、自らの利益に合致する範囲でしか地域の国家間協力を認めなかった（Tsunekawa 2005）。このことは、米国を排除した、あるいは米国の利益に反する地域レジームの構築を困難にした。実際、1990 年にマレーシアが提唱した東アジア経済協議体（EAEC）は、米国の反対により実現せず、代わりに中国主導の「ASEAN+3」の枠組みが構築された。また 1997 年のアジア経済危機の際に日本が克服策として提案したアジア通貨基金構想は米国と中国の反対によって潰され、範囲を総額 60 億米ドルの通貨スワップに限定した「チェンマイイニシアティブ」しか設立されなかった。

第 2 に、東アジアでは、隣国間の不信感が強く、隣国をパートナーと認めるアイデンティティが形成されてきたわけではなかった。アジア太平洋戦争の経験から、東アジアの国々は日本の突出したプレゼンスには常に警戒感を抱き、日本のリーダーシップの発揮に抵抗してきた。日本政府が特定の政策を押し付けるために経済力を用いることはせず、それが自らの国家の繁栄に寄与すると認識して初めて東南アジア諸国は日本のリーダーシップを受け入れるようになった（Tsunekawa 2005）。その半面、領土紛争や宗教対立、歴史認識等をめぐる対立は解決しておらず、あるいは解決したはずの対立がぶり返されることも少なくない。しかも中国は、日本のリーダーシップを拒否するだけでなく、日本の ODA を「中国の資源や市場などをはじめ、莫大なリターンを得た投資であった」ことを理由に、供与を受けた事実すら国民に知らせていない¹⁾。

第 3 に、東アジアの国々の多くは、自国優先の近代化戦略を採用してきた。輸入代替工業化から輸出主導型工業化へと経済発展戦略を転換した 1980 年代後半以降、東南アジア諸国は輸出向け生

1) 例えば、「日本の対中 ODA は「慈善事業ではなく投資」 感謝する必要ない＝中国報道」
<http://news.searchchina.net/id/1616762?page=1>

産を行う外資を誘致するために保税区や特別経済区を設定し、近隣諸国と競うように外資参入規制を緩和し、大幅な投資減免税や法人税減免税、関税還付措置を導入していった（森 1997）。その上中国は、市場規模の大きさを背景に、外国企業に出資比率規制を課した上で合併企業を設立させ、中国企業への事実上無償での技術供与を強要してきた。そして ASEAN に経済的便益を大幅に譲渡することで、日本に先駆けて包括経済協力枠組み協定を締結した（Lee 2008）。韓国も、2004 年の輸出主導型経済成長戦略と東アジアの「ハブ国家」戦略への転換を契機に日本に対するライバル視を強め、日本の主要貿易相手国との間に自由貿易協定（FTA）や包括経済連携協定（EPA）を締結してきた。

第4に、東アジアの国々は、植民地時代に資源管理権を喪失した経験を持つ。このため、自国の権限を制限することになる主権の他国や地域機関への譲渡や内政干渉に非常に神経を尖らせている（Nguitrugool 2011）。そこで ASEAN では、加盟国間で内政不干渉の原則に立って、中立性と拘束力のない合意を積み重ねてきた。アジア太平洋経済協力（APEC）創設の際も、内政不干渉の原則が承認されて初めて加盟した国もあった。このため、内政不干渉を原則とせざるを得ず、拘束力のある行動をもたらす具体的な提案を決議するのは非常に困難であった（Heilmann 2015）。

これに対して、国家間の協力や集団の問題解決を進めるには、国家としての特権的権力の一部分を断念し、それによって主権・国籍・シティズンシップ・領土の一致という伝統的仮説を壊すことが不可欠となる（Eckersley 2004）。これができなければ、少なくとも安全保障や持続可能な発展、エコロジー的近代化等の新たなエコロジー的言説を、東アジア諸国が共通に理解し、それに基づいた規範や規則を共有することが不可欠となる。その上で、現状の勢力均衡を力によって変更するのではなく、国家間の対立事項を棚上げしつつ、参加国及びその地方政府が経済的便益を得られる内容のものにすることが重要となる（Rozman 2004）。

ところが、越境酸性雨や越境煙害問題では、国家間で問題の性質及び解決方法について共通の理解を得ることができなかった。越境酸性雨問題では、日本や欧州の研究機関は日本の沈着量のうち 25-40% が中国起源と解明したのに対し、中国の研究機関は 3-10% にすぎないと主張した（山本 2008）。そして中国政府は、EANET を通じた中国国内の発生源調査とその内容の共有を内政干渉に当たるとして拒否した。また解決方法に関しても、日本はその公害対策経験に基づいた「環境汚染の因果関係の科学的な解明とそれに基づいた越境酸性雨対策として費用効果的な発生源対策」のパッケージでの環境協力を指向したのに対し、中国は国家環境保護局が作成した「世紀を跨ぐグリーンプロジェクト計画」案の中で優先順位の高い順に実施することを主張した。

また越境煙害問題では、マレーシアとシンガポールは抜本的要因を、油ヤシ農園開発のための森林火災と定義したのに対し、インドネシアは貧困・汚職・土地所有権をめぐる紛争が原因で、マレーシア及びシンガポールの企業による違法伐採・輸出が紛争を加速させていると反論した。解決法も、ASEAN は全面火入れ禁止ないし厳格管理を主張したのに対し、インドネシアはマレーシア・シンガポール政府による自国企業への過剰伐採禁止を主張した。その一方で、シンガポール政府が国内法²⁾に基づいて違法操業を行ったシンガポール企業に罰則を科すのに不可欠な油ヤシ農園のコンセッション地図を共有しようとはしなかった。そしてシンガポールが国連総会で国際的な専門家を

2) シンガポール政府は 2014 年に越境煙害汚染法を制定し、シンガポール企業にそのインドネシア子会社の活動に説明責任を負うことを義務づけた。

含めた越境煙害対策を求めた際にも、インドネシアは内政問題であり内政干渉として批判した（Varkkey 2011）。

このように、問題の原因や解決法に関する理解を共有できなかったのは、提案された解決方法は、中国やインドネシアに経済的利益をもたらさず、大きな経済的・政治的・社会的費用の負担のみ強いられることを懸念したためである。発生源には、地方政府の主要な財源となっている企業や、異なる対応が必要な無数の中小企業や小規模土地保有者が含まれる³⁾。このため、解決方法の実施には、主体ごとにきめ細やかな対応が不可欠で、そのためには、土地利用権の明確化、地方政府や森林省の開発優先主義の転換等、社会経済・政治システムの抜本的な改革が必要となる（Nguitrugool 2011）。ところが中国・インドネシアとも、中央政府は国全体の方針を示すのみで、方針の政策への具現化とその執行は地方政府に任せてきた（Economy 2004；白石 2016）。しかし地方政府は必ずしも十分な行政能力を持っておらず、むしろ地元企業と癒着ないしパトロン関係を構築して利益を獲得してきた。このため、地方政府は厳格な取り締まりをせず、地元企業は環境汚染や違法伐採、資源収奪を行うという二重の「執行の赤字」（Dryzek 2005）が発生している。この中では、越境環境問題の解決を理由としても、中央政府が政治的・経済的・社会的費用の高い解決策を地方政府に強制することは困難であった。

こうした地域レジームの構築に有利でない状況にあったにもかかわらず、越境酸性雨交渉も越境煙害交渉も、中国の WTO 加盟や二国間・多国間の FTA や EPA の締結、ASEAN 経済共同体設立とは独立に行われた。このため、貿易自由化による経済的利益と引き換えに越境酸性雨や越境煙害対策費用を負担するという取引を行うことはできなかった。結果、両国は「上流国の権利」を活用して発生源調査を拒否し、地域環境レジームの構築を意図的に遅らせてきた。

このように、東アジアは、米国を基軸とする安全保障システムの下で、隣国のリーダーシップを認めず、自国優先の経済成長戦略を採用する政治・経済的文脈と、内政不干渉を原則とする規範を持っている。提唱された地域環境レジームはいずれも、この文脈の中で、新たな道徳的規範を共有化することも、経済的便益をもたらすことができなかった。この結果、提唱されたイニシアティブや枠組みは、期間・範囲を限定した危機管理としてしか機能せず、各国に恒常的な取り組みを促す制度を構築することにはならなかった。

Ⅲ 地球規模のエコロジー規範の活用

1 グローバルな気候ガバナンス

グローバルな気候ガバナンスの構築は、東アジアの越境酸性雨及び越境煙害に関する地域レジーム構築の障害を、3つの点から変容させてきた（Mori 2013b）。

第1に、温室効果ガス排出削減から経済的利益を得られる機会を提供した。クリーン開発メカニズム（CDM）が創設されたことで、非 Annex I 国は、温室効果ガス排出削減事業の実施と引き換えに、Annex I 国から技術と資金を獲得することが可能となった。そこでアジアでは、中国を筆頭に、インド、マレーシア、インドネシアが多数の CDM 事業を受け入れ、認証排出削減量（CER）

3) インドネシアでは、100 万以上の小規模農家がヤシ油生産に従事しており、生産面積の 40%、生産量の 35% を占めている（Brandi et al. 2015）。

を発行してきた (Mori 2013a)。さらに中国とインドは、先進国からの技術移転なしで CDM 事業の提案を可能にするユニラテラル CDM を CDM 理事会に認めさせることで、Annex I 国の資金を活用して自国技術を普及させようとした。

またインドネシアも、気候変動緩和を目的とした先進国からの資金を活用して、煙害の抜本的原因である油ヤシ農園に変わる生計手段の開発に取り組むことが可能になった。植林や土地利用変化防止を目的とした CDM 事業は、ほとんど CDM 理事会の審査を通らず、熱帯雨林の劣化防止から経済的利益を得ることができなかった。しかし、コスタリカ・ブラジル・インドネシア等は共同で「途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減」(REDD/REDD プラス)を提案し、熱帯雨林保全に国際的支援を受けられる制度を構築した。

第2に、気候変動が先進国・途上国の区別なく全ての国が対策を講じなければならない課題との理解を共有するようになった。途上国、特に中国とインドの温室効果ガスの排出が著しく増加し、地球全体の排出量の半分以上を超えたために、Annex I 国が削減目標を達成しても、IPCC 第5次評価報告書が気候変動リスクの防止のために不可欠と指摘する、2050年までの2010年比40～70%削減目標、及び21世紀末までの排出ゼロ目標の達成は困難となった。他方で、2009年のコペンハーゲン合意後に提出を求められた「途上国における適切な緩和行動」(NAMA)も、2015年のパリ協定合意後に提出を求められた「各国が自主的に決定する約束草案」(INDC)も、各国は自ら排出削減目標を設定する権利を持ち、かつ法的拘束力を持たないこととされた。そこで東アジアの国々も、温室効果ガス排出削減目標を自主的に記載した NAMA や INDC を国連に提出した。

第3に、気候変動対策を名目として、他の政策の実施に推進力を与えることを可能にした。中国政府は、第9次5ヶ年計画(1996–2000年)以降二酸化硫黄排出の総量規制を、第11次5ヶ年計画(2006–10年)以降エネルギー原単位の削減目標を設定し、その目標達成を地方政府の幹部人事に反映させる制度を導入して、大気汚染対策と省エネを通じたエネルギーの確保を図った。二酸化硫黄の排出削減は、石炭火力発電所の淘汰・大型化と排煙脱硫装置の設置が進んだことで、2010年には目標を達成できた。しかし高い経済成長率目標の達成を掲げた中で、エネルギー原単位の削減目標を達成するのは容易ではなかった。そこで、再生可能エネルギーを単なる農村電化の手段から新産業創出の重点と位置づけ直し、普及と産業の育成を同時に図ることとした。具体的には、国家主導で大規模な風力発電事業を実施し、入札参加要件として70%の最低国内調達比率を課し、国有銀行に国有企業向けの優遇融資を行わせる (Hochstetler and Kostka 2015) ことで、事業のほとんどを中国の国有企業が落札できるようにした。そしてグリッドとの優先接続、低利資金や用地の無償供与、アクセス道路の整備等の優遇措置を提供することで落札企業に経済的利益を与え、学習効果による低価格化を推進した (Lewis 2007)。太陽光発電に関しては、中国の民間企業が地元政府の補助を受けてモジュールやパネル生産の国産化を進め、中国開発銀行から多額の低利融資を受けて大量生産を行った (Sanderson and Forsythe 2013)。そして欧米日等で再生可能エネルギー普及政策を導入すると大量に輸出して低価格化を進め、国際競争力を強化した (Groba and Cao 2015)。その後中国政府が固定価格買取制度を太陽光発電にも適用すると、急速に国内にも普及した。さらに、国内エネルギー利用重視政策を転換し、石油・天然ガス、良質で安価な石炭の輸入拡大を容認することで、燃料転換を推進した。こうした一連のエネルギー政策を展開した結果、中国政府は NAMA で温室効果ガス排出の2020年までの2005年比40–45%削減目標を、さらに INDC で2030年までの60–65%削減及び炭素排出ピークアウトを目標として盛り込むことが可能になっ

た⁴⁾。

またシンガポールは、気候変動と生物多様性保全を道徳的規範として活用することで、インドネシアに森林火災への対応を迫った。2007年のASEAN首脳会議で、エネルギー・持続可能な発展・気候変動戦略の採用を加盟国に働きかけることで、インドネシアに気候変動行動計画の作成を迫った。この結果、インドネシア政府は、森林火災のホットスポットを2012年に75%、2025年に95%削減する目標を設定した（Nguitragoon 2011）。

インドネシアは、温室効果ガス排出の過半を土地利用の変化と森林火災が占めることから、熱帯雨林と泥炭地の保全と回復を気候変動緩和策の主眼に置いた。そしてノルウェー政府の資金支援を受けてREDDプラス事業を推進しつつ、熱帯雨林と泥炭地でのヤシ油農園の新規開発許可発行の一時停止措置を2011年に導入し、一時停止指示地図（indicative moratorium map）を公表した。一時停止措置は、その後2年ごとに延長され、2016年には5年間の延長が決まった。また2015年に泥炭復興庁を設立し、毎年200万haの泥炭を回復させることで炭素吸収を増加させ、油ヤシ農園の開発に伴う森林火災を抑制しようとしてきた。そして、2025年までに再生可能エネルギーの割合を23%以上にする目標を設定した上で、INDCでは2030年までの温室効果ガス排出削減目標を29%に引き上げた。

しかし、気候変動政策の進展は、必ずしも越境汚染問題の解決をもたらしたわけではなかった。北東アジアでは、PM2.5による越境大気汚染が深刻化した。中国の都市化の進展に伴い自動車交通量が著しく増加した。さらに、2008年の中国政府の「4兆元投資」と金融緩和により炭素集約型産業の生産能力増強への投資が著しく増加した半面、老朽化設備の廃棄は進まず、中国石油が脱硫設備への投資に抵抗し続けているために、燃料の品質改善が進まなかった。そこで、北京周辺に立地する炭素集約型産業の生産を停止し、乗用車の燃費規制を強化して外資と合弁している自動車製造企業に費用を負担させるようにした。しかし、十分には削減できていない⁵⁾。

越境煙害は、2013年以降再び深刻化し、2015年には1997年に初めて深刻な悪影響が確認されて以来最悪の状況となった。インドネシア政府が森林だけでなく土地全体を包括するアプローチを採用したことで、「森林」の範囲と定義の明確化させ、泥炭地を保全・回復事業の対象にし、森林破壊要因の相互作用を踏まえた部門横断型アプローチを採用する等、インドネシアでREDDプラスが機能するための要件（Van Noordwijk et al. 2008）のうちいくつかは満たされるようになった（Thamrin 2011）。しかし、土地所有権や資源利用権をめぐる利害関係者間の利害対立はかえって複雑となり、REDDプラス事業で得られた炭素排出削減量の便益を衡平性と効率性の両方を確保しながら分配するルールとメカニズムを確立することは容易ではなかった（Van Noordwijk et al. 2014）。この結果、多様な利害関係者間でREDDプラス事業の実施に対する合意形成は困難となり、機会費用や取引費用は高騰した。その一方で、EUがEU排出枠取引市場でのREDDプラスによって生じたクレジットの取引を禁止したために、REDDプラスへの投資から多くの経済的収益を期待できなくなった（Matthews et al. 2014）。この結果、開発許可発行の一時停止措置に伴う経

4) Energy Research Institute (2015) は、シミュレーション分析を用いて、再生可能エネルギーが大幅に普及すれば、2050年までに一次エネルギー消費需要の60%以上、電力需要の85%以上を満たし、かつ化石燃料の代替を進めて2030年までに温室効果ガス排出のピークアウトを可能にすることが技術的にも経済的にも可能になると指摘している。

5) 日本経済新聞2013年5月2日朝刊。

済的損失を補填するのに十分な資金を、REDD プラスを通じて供給することは困難になった。

しかも開発許可発行の一時停止措置は、既存の農園には適用されなかった。このため、停止措置を見越して事前に十分な広さの用地を確保した農園の熱帯雨林や泥炭地の開発抑制には限定的な効果しか持たなかった (Indonesia Investments 2016)。また停止措置発行から3ヶ月間で103の違法伐採事例が見つかる等、用地転用に責任を持つ地方政府の取り締まり能力は十分に強化されていない。一時停止に区分された土地でも、二次林は一時停止措置から除外されたことも、執行の強化を困難にしている (Austin, Sheppard and Stolle 2012)。

2 持続可能な生産・消費に関するグローバルな規範

国際 NGO は、油ヤシ農園の急速な拡大による環境影響への懸念から、世界各地で企業や政府に対しヤシ油の使用禁止運動を展開するようになった。これを受けて、世界自然保護基金 (WWF)、ユニリーバ等の欧米企業、マレーシアパーム油協会等が、2004年に持続可能なヤシ油ラウンドテーブル (RSPO) を設立し、8つの原則と39の基準を定めてそれを満たした農園に認証を与える自発的なプログラムを開始した。そして消費者の購買選択に影響を及ぼすことで、持続可能な油ヤシ生産を規範にすることを目指している。

RSPO 認証農園面積とそこで生産されたヤシ油は増加を続け、2015年には認証農園は世界全体で274万 ha、インドネシアで128万 ha、そこで生産されたヤシ油は世界全体で1200万トン、インドネシアでも644万トンを超えた (Roundtable on Sustainable Palm Oil 2016)。

ところが認証を取得した生産者は、RSPO 認証取得をイメージ改善等の現実的な目的を達成する手段としか捉えておらず、必ずしも生産方法を大きく変更することを想定しているわけではなかった (Moreno-Peñaranda et al. 2015)。

またインドネシアの小規模農家の多くは、RSPO 認証を取得しなかった。高品種の苗へのアクセス、構造化された研修の受講、農家の組織化による認証費用の削減等、小規模農家の生産転換の阻害要因に焦点を当てたきめ細かい措置が取られなかったためである (Brandi 2015)。しかもインドネシア政府と農園が、2011年にインドネシア持続可能なヤシ油基準 (ISPO) を設立して認証プログラムを開始し、インドネシアの全てのヤシ油生産者に認証取得を義務づけた。このため、RSPO が直接インドネシアのヤシ油生産者に支援を行うことは困難になった (Hospes 2014)。

しかも ISPO 認証は、RSPO 認証と比較しても、持続可能な油ヤシ生産への転換効果は限定的であった。ISPO 認証は RSPO 認証より認証基準を緩く設定したため、生産者によっては、経済的負担なしに認証を取得することが可能であった (Obidzinski et al. 2013)。

Ⅳ 中国が主導する地域枠組みの再構築とその帰結

中国は、1990年代後半から2000年代前半にかけて、日本や韓国が主導する地域枠組みに対抗し、潰してきた (Rozman 2004)。そして2000年代後半に中国が GDP で日本を抜いて世界第2位となる一方で、日本の政治的・経済的影響力が相対的に低下すると、「外国が過去100年にわたって味わらせた屈辱」を精算 (Pillsbury 2016) すべく、アジアの地域枠組みの再構築を図ってきた。

まず善隣外交を掲げて「ASEAN + 3」、中国・太平洋島嶼国経済発展協力フォーラム、上海協力機構等、自らの影響力を行使可能な多国間地域枠組みを構築してきた。そしてこれらの枠組みを

活用して ASEAN と FTA を締結し、太平洋島嶼国に経済インフラ整備への支援や石油・天然ガス開発権益の獲得、観光・農園・漁業開発等への投資を行うことで、日本と台湾のプレゼンスを落としてきた (Chung 2010)。また民主主義的説明責任や人権尊重・汚職撲滅といった欧米諸国が援助供与の際に課す条件を外すことで、中央アジアの権威主義や軍事政権で人権を抑圧している国々にも援助や投資を行い、協力関係を国境確定やテロ防止から資源エネルギーや経済面へと拡充させる (Ganguli 2013) とともに、この地域から米国の影響を排除してきた (Halper 2010)。そして一帯一路 (21 世紀のシルクロード) 構想を打ち出し、外貨準備や中国投資公司、輸出入銀行の出資により 400 億ドル規模のシルクロード基金を設立して、中央アジアだけでなく、東南アジアや南アジアでの高速鉄道整備事業を主導し支援するようになった。

こうした中国の経済インフラの整備に特化した投融資は、これまでガバナンス改革や教育・医療等の社会サービスへの援助に偏った援助を受けてきた途上国にとっては、経済成長のボトルネックの克服に寄与してきた (Brautigam, 2009)。その半面、資源エネルギー輸出国の人間開発指数や人々の福祉を必ずしも改善したわけではなかった。

この要因として、天然資源を担保に融資を供与して中国製機材を輸出しその代金を資源で受ける「融資による石油確保」やインフラ整備を支援する「インフラ整備融資による資源確保」の融資方式を採用し、中国企業が設計・調達・建設を丸ごと行う契約 (EPC 契約) を締結していることが挙げられる⁶⁾。この融資方式の下では、価格低下等外部条件の変化した場合でも、中国はより多くの石油・天然ガスを現物で入手できる一方で、資源エネルギー輸出国は、債務返済のためにより多くの資源エネルギーを開発しなければならない。しかも、技術・設備・労働力は中国の紐付きであるため、資源エネルギーの開発事業を進めるほど、中国製機材の輸入や中国人労働者の移住が増えることになる。このため、現地労働者の賃金は低水準に抑制されることになる。中国人労働者の移住の増加は、同時に低価格の中国製品や食料品の輸入を増やすため、現地産業を衰退させ (Michel and Beuret 2008)、貿易赤字を拡大させる。しかも、中国企業は環境・安全基準を十分には確保せず⁷⁾、融資を行う国家開発銀行や輸出入銀行は採用した環境・社会セーフガード基準を厳格に執行しているわけではない (Economy and Levi 2014)。そして資源エネルギーを国家所有・国家管理しているエネルギー輸出国では、富の分配の不均衡を助長し、政府は安定的な税収を確保することができず、民間部門もエネルギー以外の富を生み出す投資を行う誘因を失って経済が不安定化し、生活水準も下がるという「資源の呪い」を悪化させている (Luong and Weinthal 2010)。

中国のエネルギー・気候変動政策の進展は、「融資による石油確保」や「インフラ整備融資による資源確保」に依存せざるを得ない資源エネルギー輸出国を、さらに経済的苦境に陥らせ、生計や自然環境に悪影響を及ぼすことになる。中国のエネルギー・気候変動政策の進展は、部分的には天然ガスと良質の石炭輸入増加に支えられていることから、政策が進展するほど、エネルギーの開発と輸入を増加させるためである。

さらに中国のエネルギー・気候変動政策の進展は、3つの点から、エネルギー輸出国の温室効果

6) Energy China (2016) によれば、EPC 方式は、中国企業が国内の発電所や道路整備事業を進捗させる方法として活用してきたもので、必ずしも外国での事業のみに適用しているわけではない。

7) 2016 年 11 月には江西省の石炭火力発電所建設現場で崩落事故が発生し、74 人が死亡した (China Daily November 25, 2016)。

ガスの排出削減を困難にする。第1に、エネルギー輸出国の化石燃料開発・生産を促し、その国内消費量を増加させる。政権維持のために国民の燃料消費に補助金を供与している国では、化石燃料消費も財政負担も増加するため、非化石燃料への転換の誘因も財源の確保も困難になる。第2に、中国国内の石炭産業や石炭火力発電建設業の生産能力を過剰にするが、その有効活用のため、「インフラ整備融資による資源確保」方式で石炭生産国の石炭火力発電所の建設を支援し、EPC契約を通じて中国企業が受注している。この結果、中国国内で削減した二酸化炭素排出が、エネルギー輸出国で排出されるというカーボンリーケージを引き起こす。そしてその稼働期間中は、温室効果ガスの排出削減は困難になる。第3に、大規模な政府補助によって中国企業が風力発電や太陽光発電の機材生産で非常に強力な国際競争力を獲得したため、アジア諸国は自国で競争力を持つ再生可能エネルギー産業を育成することが困難になっている。このため、再生可能エネルギー普及政策を採用しても、機材は中国から輸入されるため、国内で経済的利益を得られるのは再生可能エネルギー発電事業者等ごく限られた企業に限定される一方で、大多数の生産者や消費者の電力料金負担は増加した。結果、再生可能エネルギーの普及を推進する主体は増えず、その政治的・経済的影響力も大きくはならなかった。

中国及びインドがEU加盟国よりも多くのヤシ油を輸入するようになったこともまた、持続可能なヤシ油認証制度や開発許可発行停止措置の効果を減殺している。RSPOもISPOも、経営システムとして生産方法の持続可能性の向上は目的としているものの、生産能力の拡大に歯止めをかけられるわけではない(Moreno-Peñaranda et al. 2015)。このため、中国やインドで食用のヤシ油需要が増加し、認証取得に関係なく輸入を増加させると、農園や農家は認証取得を継続せず、非持続的な生産方法に戻す誘因を持つようになっている。

V アジア炭素排出枠取引市場の提唱

このように、越境環境問題を引き起こす現行の経済成長方式を維持する中国が、「過去100年にわたって味わせた屈辱」を精算する目的でアジア地域の枠組みを再構築し、かつ自国のみに利益をもたらすようにエネルギー・気候変動政策を設計すれば、越境環境問題も気候変動問題も解決せず、エネルギー輸出国の経済・生計・自然環境を悪化させる可能性が高い。カーボンリーケージを起こさずに温室効果ガスの排出を削減し、かつ越境環境問題を解決するには、中国が越境環境問題及び気候変動問題の解決を道徳的規範として受入れ、他国にも経済的利益をもたらすように政策を変更することが不可欠となる。

ところが、経済発展方式の変更や、エネルギー・気候変動政策の進展によるカーボンリーケージの防止を、多国間資金メカニズムの整備等の経済的利益をのみで促すのは容易ではない。炭素集約型産業の輸出が制限されれば、過剰になった炭素集約型産業の生産能力は強制的に廃棄せざるを得なくなるため、大量の人員削減を伴う。しかし現行の多国間資金メカニズムは、中国だけを対象としているわけではなく、またCDMのように中国に多くの資金を配分することへの批判も大きい。このため、人員削減に必要な資金を十分に確保できる可能性は小さい。

アジア炭素排出枠取引市場の創設は、中国のアジア地域の枠組み再構築及びエネルギー・気候変動政策の悪影響を緩和する可能性を持つ。生産能力の廃棄によって生じる温室効果ガスの排出削減量をアジア炭素排出枠取引市場で売却することができれば、人員削減に必要な資金の確保が容易に

なるためである。

この提案の背景には、中国が石炭生産・発電や鉄鋼等の炭素集約型産業の過剰生産設備の廃棄を進めないことに対する国際的批判の高まりがある。中国は、2008年の世界同時不況対策として中国政府が行った4兆元投資に加え、金融緩和に対応して野放図に設備増強を行った結果、石炭産業や鉄鋼業等で過剰生産能力を抱えることになった⁸⁾。過剰生産能力の解消は国有鉄鋼企業で50万人、国有石炭企業で130万人の削減が伴うとされ、地方政府は税収減への懸念から消極的なため、中央政府は補助金や国有銀行融資を行ってこれらの企業を延命させてきた。しかしこれが世界的なダンピング競争を引き起こしたとして、国際的な非難が高まった。この非難に対応すべく中国政府は、2016年の全人代の政府活動報告で5年以内の粗鋼生産能力の1億～1.5億トン削減、及び石炭の過剰生産能力の5億トン前後と産出量の5億トン前後の3～5年以内の削減を公表した。また炭鉱の操業日数制限を導入し、1000億元の失業者救済基金を設置して削減実績に応じて地方政府に配分することとした。これを受けて企業は人員削減計画を発表し、中国政府は資金確保手段として債務の株式化を解禁した（張 2016）。ところが中国が主催した主要20カ国・地域首脳会議（G20）でこれらの措置は不十分とされ、過剰生産能力の解消を目的とした世界フォーラムが設立された。

中国の石炭火力発電所や鉄鋼等の炭素集約型産業の二酸化炭素削減の限界費用は、もともと他国と比較して低い（Ban and Fujikawa 2013）。そこで、国際的批判への対応として生産能力を削減しなければならないのであれば、追加的な削減費用はさらに低くなるため、アジア炭素排出枠市場が設立されれば、多額の売却益を期待することができる。

またインドネシアも、森林及び泥炭地での新たなヤシ油農園の開発停止に伴って生じる温室効果ガスの排出抑制量をアジア炭素排出枠市場で売却することができれば、REDD プラスでは実現できなかった農園開発停止による経済的損失を補填できるようになる。しかも補填効果は、炭素ストックの多い泥炭地を持つスマトラ島よりも、相対的に少ない鉱物質土壌（mineral soil）を持つカリマンタン島の方が大きい（Horridge, Yusuf and Roos 2015）。このため、泥炭地の既存農園での生産性の向上だけでなく、新規の農園開発のカリマンタン島への移動により、二酸化炭素の排出削減クレジットを獲得する誘因を持つ。これが実現すれば、越境煙害の被害も緩和されることになる。

その一方で、森林及び泥炭地での温室効果ガス排出抑制が進むほど、化石燃料消費に伴う温室効果ガスの排出抑制の誘因が失われる可能性がある。インドネシア森林環境省は、INDCで公約した2030年の「なりゆきシナリオ」比29%削減の内、化石燃料起源の排出削減で16%削減するとしていた。ところが、エネルギー省は、2016年に、化石燃料起源の排出削減分を11%に減らし、森林部門で17%削減することを主張し始めた（Satriastanti 2016）。化石燃料起源の排出削減分が小さくなれば、その分中国政府から資金支援を通じた石炭火力発電所の新設が可能になり、それに伴うカーボンリーケージが起りやすくなる。

このようにアジア炭素排出枠取引市場の創設のみでは、リーケージの防止は容易ではない。そこで、資金供給者である中国が、開発銀行や輸出入銀行による外国の石炭火力発電所の建設に対する

8) 中国の2015年末の石炭生産能力は約57億トン、実際の生産量は37億トンで、約20億トンが余剰とされる（日本経済新聞2016年10月26日）。また同年の粗鋼生産能力利用率は68.8%、粗鋼の過剰生産量は1.01億トンで、日本の粗鋼生産量に匹敵する（北村2016）。

資金供給を厳格に禁止することが不可欠となる。

VI 結論と残された課題

本稿は、東アジアで地域の越境環境問題を解決する多国間環境条約やレジームを構築できなかった要因を明らかにし、その上でグローバルな気候レジームや、中国が主導する地域枠組みの再構築が地域環境問題の解決にもたらす影響を検討した。この結果、下記の4点を明らかにした。

第1に、東アジアは、地域の越境環境問題を地域で効果的に解決するのに不可欠な、覇権国の軍事・政治力、経済的利益、道徳的規範・言説のどれも備えていなかった。このため、1990年代には重複・競合するイニシアティブや枠組みが乱立するだけで、法的拘束力のある解決策や、解決策を着実に実施するレジームを構築することはできなかった。

第2に、地球環境問題、とりわけ気候変動と生物多様性は、経済的利益と道徳的規範・言説を変えることで、越境酸性雨問題や越境煙害問題の解決ももたらすと期待されたが、期待通りにはならなかった。中国は、気候変動政策を再生可能エネルギー技術の国産化と発展、及び外国からのエネルギーの安価で安定的な供給の確保を後押しする手段として設計し、越境酸性雨の解決をもたらすような政策はほとんど導入しなかった。またインドネシアでも、REDD プラスや持続可能なヤシ油認証から経済的利益を得られる農園しか生産方法を調整せず、従って抜本的な解決とはならなかった。

第3に、中国は興隆する経済力を活用してアジアの既存の地域経済構造だけでなく、軍事・政治力影響力も拡大し、地域枠組みを再構築しようとしてきた。ところが、向上させた影響力を専ら自国の経済成長の維持ないし自国企業の経済的利益の追求と、温室効果ガス排出削減等を通じた国際的名声の向上ないし台湾・日本・米国の影響力の排除のために行使し、貿易・投資相手国の人々の福祉水準の向上には活用してこなかった。このため、越境酸性雨問題は解決せず、越境煙害問題の対応策の効果を減殺し、エネルギー生産国の経済・生計・自然環境を悪化させ、カーボンリーケージを引き起こしてグローバルでの温室効果ガスの排出削減を困難にしている。

第4に、アジア地域を対象とした炭素排出枠取引市場の創設は、中国は炭素集約型産業の過剰生産能力の解消と温室効果ガスの排出削減、さらにインドネシアは REDD プラスでは実現できなかった油ヤシ農園の新規認可停止措置の実効性向上を可能にする。ただし、森林由来の炭素排出が抑制されれば、化石燃料由来の炭素排出を増加させる誘因を持つようになる。カーボンリーケージを抑制するには、資金供給者である中国が、炭素集約型産業の輸出に対する公的資金供給を禁止することが不可欠となる。

ただし、アジア炭素排出枠取引市場は、中国の越境酸性雨問題の発生源に排出削減を促すとは限らないため、その解決策となるとは限らない。さらに鉱物質土壌での油ヤシ農園開発は、開発によって得られる純便益以上に生態系サービスを損なう可能性がある (Cahyandito and Ramadhan 2015)。これらの点については、別稿で改めて論じることとしたい。

〈謝辞〉

本稿は、JSPS 科研費 JP18078001 (持続可能な発展の重層的環境ガバナンス) 及び JP18078001 (東アジアの経済発展と環境政策) の助成を受けて筆者が実施した研究の成果を踏まえつつ、JSPS 科研費 JP26281061 (中国のエ

エネルギー・気候変動政策の実施障壁と周辺エネルギー輸出国への影響)の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

参考文献

- Austin, K., S. Sheppard and F. Stolle (2012) Indonesia's moratorium on new forest concessions: Key findings and next steps, *WRI Working Paper*, World Resources Institute, Washington DC. Available at <http://www.wri.org/publication/indonesia-moratorium-on-new-forest-concessions>
- Ban, H. and K. Fujikawa (2013) Cost and benefit of regional market-based environmental policy: East Asian carbon market, in Mori, A. (ed.) *Environmental Governance for Sustainable development: An East Asian Perspective*, Tokyo: United Nations University Press, 257–70.
- Brandi, C., T. Cabani, C. Hosang, S. Schirmbeck, L. Westermann, and H. Wiese (2015) Sustainability standards for palm oil: Challenges for smallholder certification under the RSPO, *Journal of Environment and Development* 24(3), 292–314.
- Brautigam, D. (2009) *The Dragon's Gift: The Real Story of China in Africa*, Oxford: Oxford University Press.
- Brettell, A. (2007) Security, energy and the environment: The atmospheric link, in Hyun, In-Taek and M.A. Schreurs (eds.), *The Environmental Dimension of Asian Security: Conflict and Cooperation over Energy, Resource and Pollution*, Washington DC: United States Institute of Peace, 89–113.
- Cahyandito, M.F. and R. Ramadhan (2015) Is converting shrub land to palm oil plantation worth it? An ecosystem services analysis, *Journal of Business and Retail Management Research* 3(3), 76–86.
- Campbell, L.B. (2005) The political economy of environmental regionalism in Asia, in Pempel, T.J. (ed.), *Remapping East Asia: The Construction of a Region*, Ithaca: Cornell University Press, 216–35.
- Chung, C.P. (2010) *China's Multilateral Cooperation in Asia and the Pacific*, Oxon: Routledge.
- Chung, S.Y. (1999) Is the Mediterranean regional cooperation model applicable to Northeast Asia?, *Georgetown International Environmental Law Review* 11, 363–99.
- Dryzek, J.S. (2005) *The Politics of the Earth: Environmental Discourses*, Oxford: Oxford University Press (丸山正次訳『地球の政治学—環境をめぐる諸言説』, 風行社).
- Economy, E.C. (2004) *The River Runs Black: The Environmental Challenge to China's Future*, Ithaca: Cornell University Press (片岡夏実訳『中国環境リポート』, 築地書館).
- Economy, E.C. and M. Levi (2014) *By All Means Necessary: How China's Resource Quest Is Changing the World*, Oxford: Oxford University Press.
- Eckersley, R. (2004) *The Green State: Rethinking Democracy and Sovereignty*, MIT Press (松野弘訳『緑の国家: 民主主義と主権の再考』, 岩波書店).
- Energy China (2016) Fossil fuel power plants in EPC format, <http://en.ceec.net.cn/>
- Energy Research Institute (2015) *China 2050 High Renewable Energy Penetration Scenario and Roadmap Study*.
- Ganguli, S. (2013) The SCO: An energy alliance in the making, in Fredholm, M. (ed.) *The Shanghai Cooperation Organization and Eurasian Geopolitics: New Directions, Perspectives and Challenges*, Copenhagen: NIAS Press, 277–93.
- Groba, F. and J. Cao (2015) Chinese renewable energy technology exports: The role of policy, innovation and markets, *Environmental and Resource Economics* 60, 243–83.
- Halper, S. 2010, *The Beijing Consensus: How China's Authoritarian Model Will Dominate the Twenty-First Century*, Basic Books (園田茂人・加茂具樹訳『北京コンセンサス』 岩波書店)
- Heilmann, D. (2015) After Indonesia's ratification: The ASEAN Agreement on Transboundary Haze Pollution and its effectiveness as a regional environmental governance tool, *Journal of Current Southeast Asian Affairs*, 3, 95–121.

- Hochstetler, K. and Kostka, G (2015) Wind and solar power in Brazil and China: Interests, state-business relations, and policy outcomes, *Global Environmental Politics* 15(3): 74-94.
- Horridge, M., A.A. Yusuf and L. Roos (2015) Indonesia's moratorium on palm oil expansion from natural forest: Economywide impact and the role of international transfer, Presented at the 5th Congress of the East Asian Association of Environmental and Resource Economics, Taipei, August 6, 2015.
- Hospes, O. (2014) Marking the success or end of global multistakeholder governance? The rise of national sustainability standards in Indonesia and Brazil for palm oil and soy, *Agriculture and Human Values* 31, 425-37.
- Indonesia Investments (2016) Palm oil, Retrieved from <http://www.indonesia-investments.com/business/commodities/palm-oil/item166/> (2016年11月15日アクセス)
- Lee, S.J. (2008) Korean perspectives on East Asian regionalism, in Calder, K.E. and F. Fukuyama (eds.), *East Asian Multilateralism: Prospects for Regional Stability*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 98-213.
- Lewis S. (2007) Technology acquisition and innovation in the developing world: Wind turbine development in China and India, *Studies in Comparative International Development* 42: 208-32.
- Luong, P.J. and Weinthal E. (2010) *Oil Is not a Curse: Ownership Structure and Institutions in Soviet Successor States*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Matthews, R.B., M. van Noordwijk, E. Lambin et al. (2014) Implementing REDD+ (Reducing Emissions from Deforestation and Degradation): Evidence on governance, evaluation and impacts from the REDD-ALERT project, *Mitigation and Adaptation Strategy for Global Change* 19, 907-25.
- Michel, S. and M. Beuret (2008) La Chinafrique: Pekin a La Conquete Du Continent Noir, Grasset & Fasquelle (中平信也訳『アフリカを食い荒らす中国』, 河出書房新社).
- Moreno-Peñaranda, R., A. Gasparatos, P. Stromberg, A. Suwa, A.H. Pandiyaswargo, J.A. Puppim de Oliveira (2015) Sustainable production and consumption of palm oil in Indonesia: What can stakeholder perceptions offer to the debate? *Sustainable Production and Consumption* 4, 16-35.
- Mori, A. (2013a) Evolution of environmental governance in the East Asian Region: A historical perspective, in Mori, A. (ed.), *Environmental Governance for Sustainable development: An East Asian Perspective*, Tokyo: United Nations University Press, 19-36
- Mori, A. (2013b) Regional environmental regime in East Asia: Collapse or arrested development?, in Mori, A. (ed.) *Environmental Governance for Sustainable development: An East Asian Perspective*, Tokyo: United Nations University Press, 271-91.
- Nguitragool, P. (2011) *Environmental Cooperation in Southeast Asia: ASEAN's Regime for Transboundary Haze Pollution*, New York: Routledge.
- Obidzinski, K., I. Takahashi, A. Dermawan, H. Komarudin, A. Andrianto (2013) Can large scale land acquisition for agrodevelopment in Indonesia be managed sustainably? *Land Use Policy* 30, 952-965.
- OECD (2007) *Environmental and Regional Trade Agreements*, Paris: OECD.
- Pillsbury, M. (2016) *The Hundred-Year Marathon: China's Secret Strategy to Replace America As the Global Superpower*, Griffin (野中香方子訳『China 2049』, 日経 BP 社).
- Roundtable on Sustainable Palm Oil (2016). *Impact Update 2015*. <http://www.rspo.org/publications/download/f4aad4e0d5fabf8/> (2016年11月15日アクセス)
- Rozman, G. (2004) *Northeast Asia's Stunted Regionalism: Bilateral Distrust in the Shadow of Globalization*, New York: Cambridge University Press.
- Sanderson, H. and M. Forsythe (2013) *Debt, Oil and Influence—How China Development Bank is Rewriting the Rules of Finance*, John Wiley & Sons (築地正登訳『チャイナズ・スーパーバンク：中国を動かす謎の巨大銀行』, 原書房).

- Satriastanti, F.E. (2016) Indonesia shifts emissions-reduction burden from energy to forestry sector, <https://news.mongabay.com/2016/11/indonesia-shifts-emissions-reduction-burden-from-energy-to-forestry-sector> (2016 年 12 月 2 日アクセス)
- Thamrin, S. (2011) Indonesia's national mitigation actions: Paving the way towards NAMAs, Presented at CCXG/Global Forum on Environment Seminar on MRV and Carbon Markets, 28–29 March 2011, Paris, <http://www.oecd.org/dataoecd/52/45/48304156.pdf>
- Tsunekawa, K. (2005) Way so many maps there? Japan and regional cooperation, in Pempel, T.J. (ed.), *Remapping East Asia: The Construction of a Region*, Ithaca, Cornell University Press, 101–48.
- Varkkey, H.M. (2011) Addressing transboundary haze through ASEAN: Singapore's normative constraints, *Journal of International Studies* 7, 83–101.
- Van Noordwijk, M., H. Purnomo, L. Peskett et al. (2008) Reducing emissions from deforestation and forest degradation (REDD) in Indonesia: Options and challenges for fair and efficient payment distribution mechanisms, *ICRAF Working Paper 81*, World Agroforestry Centre, Bogor, Indonesia.
- Van Noordwijk, M., F. Agus, S. Dewi and H. Purnomo (2014) Reducing emissions from land use in Indonesia: Motivation, policy instruments and expected funding streams, *Mitigation and Adaptation Strategy for Global Change* 19, 677–92.
- 北村 豊 (2016) 「「ゾンビ企業」解体が招く“600 万人失業”：「鉄鋼」「石炭」に対策費 1000 億円も焼け石に水か」, 日経ビジネスオンライン, 2016 年 3 月 18 日。
- 白石 隆 (2016) 『海洋アジア VS 大陸アジア：日本の国家戦略を考える』 ミネルヴァ書房。
- 張 勇祥 (2016) 「借金抱える企業救済 中国, 債務の株式化解禁」『日本経済新聞』2016 年 10 月 31 日朝刊。
- 森 晶寿 (1997) 「経済発展戦略と税制改革—ASEAN4 ヶ国における 1980 年代の改革の比較分析—」, 『経済論叢』(京都大学) 160 (1), 28–57 頁。
- 山本浩平 (2008) 「大気汚染政策による硫黄酸化物の排出削減効果」, 森 晶寿・植田和弘・山本裕美 (編) 『中国の環境政策：現状分析・定量評価・環境円借款』, 京都大学学術出版会, 211–30 頁。